

(案)

第三次西条市行政改革大綱

平成28年 月

目 次

I	これまでの取組	1
II	さらなる行政改革の必要性	5
	1 人口減少と少子高齢化の進行	5
	2 景気の停滞と厳しい財政状況	6
	3 時代の変化への対応	6
	4 地域の自立と協働のまちづくり	6
	5 総合計画に基づくまちづくり	7
III	行政改革の4つの方針	8
IV	推進期間	9
V	行政改革の重点目標	9
	方針1 スリムで質の高い行政運営システムの構築	9
	方針2 自立性が発揮できる行政体制の確立	11
	方針3 連携・協働によるまちづくりの推進	13
	方針4 地方分権時代に対応した行財政運営の推進	14
VI	行政改革の推進体制・進行管理	15

I これまでの取組

本市では、平成18年3月に西条市行政改革大綱を策定し、定員適正化計画に基づく職員数の削減や市債残高の縮減及び財政調整基金^{※1}の積み増しによる財政の健全化、さらには、民間企業のノウハウを活用した指定管理者制度^{※2}の導入や福祉施設の民間移譲などにより、行政運営のスリム化と、簡素で効率的な行財政システムの構築に努めてきました。

その後、平成24年3月に第2次行政改革大綱を策定し、『スリムで質の高い行政運営システムの構築』、『自立性が発揮できる行政体制の確立』、『地域との協働によるまちづくりの推進』、『地域主権^{※3}時代に対応した行財政運営の推進』という4つの方針を掲げて、引き続き、市民本位の開かれた行財政運営とスリムで効率的な行政体制の確立に取り組んできました。

※1 『財政調整基金』

年度間の財源の不均衡を調整するために積み立てておく基金。予期しない大幅な税収減や災害時などの思わぬ支出の増加に備え、長期的視野に立った計画的な財政運営を行うために、財源に余裕のある年度に積立てを行い、財源不足が生じる年度に活用する。

※2 『指定管理者制度』

民間の能力を活用することにより、多様化する市民ニーズに効果的・効率的に対応し、市民サービスの向上や経費の節減を図るため、公の施設の管理を市が指定する法人やその他の団体（指定管理者）が行う制度。

※3 『地域主権』

現在の地方分権。特に政治・行政において統治権を中央から地方に移管する事を指す。平成23年度に第2次行政改革大綱を策定した当時はこの言葉が用いられていた。

○ 『スリムで質の高い行政運営システムの構築』

民間事業者の有するノウハウを活用し、市民サービスのさらなる向上を図るため、既に導入している15施設に加えて、新たに平成24年度から休日夜間急患センターに指定管理者制度を導入しました。さらに、指定期間の延長やモニタリングの導入など、安定した運営と適切な制度運用に努めました。

また、職員一人ひとりが日常の身近な業務に問題意識を持ち、事務改善を行う「1課1改善運動」を励行し、全課、全施設を対象として、業務の効率化や職場環境の改善に取り組みました。さらに、職員自らが事業・業務を自己評価することにより事業・業務を見直し、必要な仕事に集中する環境づくりを行う「選択と集中のための事業・業務総点検」を実施しました。

【主な取組】

- 休日夜間急患センターの指定管理者制度の導入
- 指定管理者制度のモニタリングマニュアル策定
- 「1課1改善運動」の実施
- 「選択と集中のための事業・業務総点検」の実施

○『自立性が発揮できる行政体制の確立』

簡素で効率的な行政組織の構築に努め、メリハリのある人員配置を行った結果、平成22年度に1,032人であった職員数は、平成26年度には979人と、53人削減しました。

一方、人員削減によるサービス低下を招かないよう、一部公民館での住民票、印鑑証明書の交付を開始したほか、不要な押印の廃止や申請書類の様式見直しを行うなど、市民の利便性向上に努めました。また、全庁的に職員の接遇向上に取り組んだ結果、愛媛県の全市町が参加する行革甲子園2014^{※4}において、この取組が上位6事例に選ばれる評価を受けました。

さらに、国や県などへ積極的に職員を派遣し、職員の能力開発と人材育成に努めることにより、上部組織とのネットワーク形成や積極的な情報交換につなげました。

※4『行革甲子園2014』

県内自治体がこれまで取り組んできた行政改革の具体的な内容について、先進的事例として紹介する県と各市町連携の取組。選考により上位6事例が愛媛県知事や県内首長が集う場でプレゼンテーションを行う。過去2回開催されており、平成26年度は県内全市町から46事例の応募があった。

【主な取組】

- 定員管理の適正化
- 公民館での住民票などの交付
- 「職員の接遇向上」に対する行革甲子園2014での評価
- 国や県との人事交流



※嘱託職員・臨時職員、パート職員は含まない。また、病院会計は含まない。

○『地域との協働によるまちづくりの推進』

市民との対話、地域との情報交換の機会を持つための新たな取組として開催した、移動市長室や市政懇談会により地域課題の把握や解決に努めました。また、公益的な活動を行う市民活動を総合的に支援し、協働のまちづくりの拠点となる市民活動支援センターの開設に向けた検討を行いました。

さらに、市民と行政が情報を共有するため、SNS^{※5}などを活用した積極的な情報発信や、市の重点施策やイベントの開催などについて定例記者会見を行うとともに、市議会本会議のインターネット中継を開始するなど、透明性の向上と積極的な広報・広聴活動に努めました。

※5『SNS』

(Social Networking Service の略) インターネット上の交流を通して社会的ネットワークを構築するサービスのこと。近年では各国の企業や政府機関、地方自治体など様々な分野において、Facebook、LINEなどのSNSを利用した情報発信が行われている。

【主な取組】

- 移動市長室、市政懇談会の開催
- 市民活動支援センター開設準備
- SNSなどによる市の情報発信
- 自主防災組織の結成促進

○『地域主権時代に対応した行財政運営の推進』

財政の健全化を図るためには、次世代への負担軽減は必須であり、中長期財政を見通す上で、特に義務的経費^{※6}である公債費の縮減は避けて通れないことから、借入額の抑制や高利率で借り入れた地方債の繰り上げ償還を行ったことにより、実質公債費比率^{※7}は平成22年度の13.6%から平成26年度には11.6%まで引き下げることができました。

また、自主財源^{※8}を確保するため、新たに債権管理の担当部署を設置し、債権回収に向けた体制の検討を開始するとともに、体育施設の使用料や水道料金についても見直しを行い受益者負担の適正化を図りました。

さらに各種補助金などについて、公益性や公平性などの検証を行うことにより、整理適正化を図りました。

※6『義務的経費』

国または地方公共団体の一般歳出のうち、支出することが制度的に義務づけられている経費のことで、人件費、扶助費、公債費の3つからなる。

※7 『実質公債費比率』

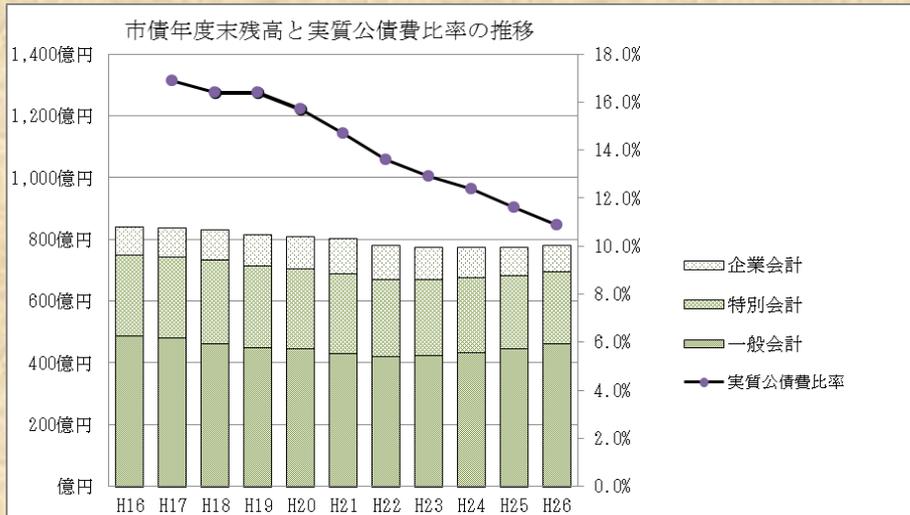
財政健全化判断比率のひとつで、市の一般財源の規模に対する公債費（公営企業分も含めた借入金の返済額）に充当される一般財源の割合。18%を超えると起債に県の許可が必要となり、25%を超えると財政健全化計画の策定が義務付けられる。

※8 『自主財源』

地方公共団体の収入には自ら徴収する自主財源と、国や県から交付される補助金のように他団体から受け入れる依存財源がある。自主財源には地方税のほか使用料、手数料、寄付金、財産収入などがある。

【主な取組】

- 実質公債費比率の改善
- 債権管理の検討
- 体育施設や水道の料金見直し
- 補助金などの見直し



区 分	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
市債残高	840億円	836億円	832億円	816億円	807億円	802億円	781億円
実質公債費比率	—	16.9%	16.4%	16.4%	15.7%	14.7%	13.6%
区 分	H23	H24	H25	H26			
市債残高	773億円	773億円	774億円	780億円			
実質公債費比率	12.9%	12.4%	11.6%	10.9%			

Ⅱ さらなる行政改革の必要性

1 人口減少と少子高齢化の進行

内閣府が公表した平成27年版高齢社会白書によると、我が国の総人口は平成26年10月1日現在、1億2,708万人で、このうち65歳以上の高齢者人口は、過去最高の3,300万人、総人口に占める割合（高齢化率）は26.0%となっており、平成17年の高齢化率20.1%と比べて6ポイント上昇するなど高齢化が進行しています。また、今後の見通しとして、出生数の減少により長期的に総人口は減少を続ける中、高齢者人口は増加を続けて高齢化率は上昇し、その結果、現役世代1.3人で1人の高齢者を支える社会が到来する可能性も示されています。

本市も例外ではなく、人口減少と少子高齢化は確実に進行しています。2市2町が合併した平成16年11月1日時点の人口は116,455人でしたが、年々減少傾向で推移し、平成26年11月1日現在では3,433人減の113,022人となっています。また、年齢別で合併時と平成26年を比較すると、年少人口（0～14歳）は1,758人減少し、生産年齢人口（15～64歳）も6,316人減少している一方、高齢者人口（65歳以上）は4,641人増加しています。

このような人口構造の変化により、労働力の低下による経済的な影響や地域の活力の低下が懸念される中で、高齢者の医療や福祉など社会保障に係る負担の増大への対応や、安心して子供を生み育てる環境の整備などが求められています。

◎西条市の年齢別（3区分）人口の状況

区 分	平成16年11月1日現在		平成26年11月1日現在		増 減	
	年齢階層別人口	割 合	年齢階層別人口	割 合	増減数	増減率
0～14歳	16,498人	14.2%	14,740人	13.0%	△1,758人	△10.7%
15～64歳	71,976人	61.8%	65,660人	58.1%	△6,316人	△8.8%
65歳以上	27,981人	24.0%	32,622人	28.9%	4,641人	16.6%
計	116,455人	100.0%	113,022人	100.0%	△3,433人	△2.9%

(住民基本台帳人口)

2 景気の停滞と厳しい財政状況

我が国の経済は、これまでの経済対策のもと、雇用や所得において緩やかな回復基調にあるものの、本市を含む地方自治体の財政状況は未だ楽観視できない状況にあります。国においては「地方創生」を重点課題に掲げ、人口減少と地域経済縮小の克服に向けた施策を推進し、同時に地方自治体に対しても、地域の実情に応じ、「地方創生」に取り組むよう要請しており、本市においても、中長期的な視点から、効果的な施策を展開することとしています。

今後における本市の財政状況は、市税収入について大幅な増加は見込まれず、加えて普通交付税の減額などによる歳入面での厳しい状況が続くと予想され、また、歳出面においても、社会保障と税の一体改革に基づく社会保障経費の充実などに伴い、扶助費などが増加するとともに、過去に建設された公共施設の老朽化対策への対応が喫緊の課題となっています。このように財源不足への対応が必要とされる状況の中、これまでと同様の市民サービスを継続し、健全な財政を維持するためには財政構造の抜本的な見直しが必要になります。

3 時代の変化への対応

究極の行政改革と呼ばれた平成の大合併から10年が経過し、この間、本市を取り巻く環境は大きく様変わりしてきており、今後も大きな社会システムの変化や地方分権型社会に対応した自治体の変革が求められています。

「合併後10年の検証」では、合併による行財政基盤の強化や市民サービスの向上など、一定の効果が評価されている一方、今後も引き続き行財政の効率化に取り組む必要があるとされており、新たな視点も取り入れた行財政改革を推進していく必要があります。

4 地域の自立と協働のまちづくり

市民サービスの多様化に伴い、市民自らの行政への積極的な参加や、市民と行政の強力なパートナーシップの構築が求められています。全国的にNPO^{※9}法人やボランティア組織の活動が活発化し、市民一人ひとりが地域づくりに主体的に参加しようという機運の高まりを見せており、さらには行政、市民、自治会、NPO法人、企業など多様な主体が目標を共有し、お互いの立場や特性を理解し、対等な立場で連携・協働によるまちづくりを推進していく必要があります。

※9 『NPO』

(Nonprofit Organization の略) 営利を目的とせず、社会貢献活動を行う民間組織のこと。阪神・淡路大震災における民間ボランティアの活動を機に、市民活動の重要性が認識され、民間の非営利団体に法人格を与え活動を支援するため、平成10年12月1日に特定非営利活動促進法が制定された。

5 総合計画に基づくまちづくり

本市では、合併10周年の節目を迎え、時代の変化や様々な行政課題に的確に対応するため、平成27年3月に第2期西条市総合計画を策定しました。「基本構想」では目指すべき将来都市像を「人がつどい、まちが輝く、快適環境実感都市」と定め、～創ろう最上のまち西条を！～を新たなスローガンとして、まちづくりのさらなる発展に取り組むこととしています。

施策の大綱として掲げた6つの基本目標の実現に向け、「自己責任」と「自己決定」の理念の下、主体的に総合計画に基づくまちづくりを進めていくことが求められています。

◎総合計画の6つの基本目標

- ① 「健やかに生き生きと暮らせる福祉のまちづくり」
- ② 「豊かな自然と共生するまちづくり」
- ③ 「快適な都市基盤のまちづくり」
- ④ 「災害に強く安全で安心して暮らせるまちづくり」
- ⑤ 「豊かな心を育む教育文化のまちづくり」
- ⑥ 「活力あふれる産業振興のまちづくり」

Ⅲ 行政改革の4つの方針

行政改革には、「削減」や「廃止」など負のイメージがありますが、真の目的は、単なる経費や人員の削減による単年度の財政収支の改善ではなく、長期的な視点に立ち、市民サービスの低下や次世代への負担を残さないような、行財政システムの構築を図ることです。

第三次行政改革大綱では、次の4つの方針により改革を進めていきます。

方針1 スリムで質の高い行政運営システムの構築

最小の経費で最大の効果を上げるよう、「市民（顧客）志向」と「成果・コスト重視」という経営的な視点を取り入れ、現在行っている市民サービスについて市民の視点からその必要性・有効性を検証し、費用対効果などの経済性や成果を重視した行政運営への転換が図れるよう事業・業務の改善を進めます。

さらに、公共施設の統廃合を含めた有効活用の検討や、公営企業などの見直しにより、スリムで質の高い行政運営システムの構築を推進します。

方針2 自立性が発揮できる行政体制の確立

社会の変化や多様化・高度化する市民ニーズに柔軟に対応するため、人的資源である職員の能力開発と人材育成を進め、各種業務体制の見直しを行い、政策目標に基づく組織・機構を構築するとともに職員給与の適正化を図り、地方分権時代に相応しい自立性が発揮できる行政体制の確立を推進します。

方針3 連携・協働によるまちづくりの推進

市民とのパートナーシップの基盤を確保するとともに、地域との協働を進め、民間企業や近隣市、国や県など多様な主体が市民サービスを提供する仕組みを構築することにより、さらに効果的な市民サービスを行い、新たなまちづくりの展開を目指します。

方針4 地方分権時代に対応した行財政運営の推進

地方分権時代に対応するには、自主的・自立的な財政運営を確保する必要があることから、将来の西条市をしっかりと見据え、限られた財源の効率的かつ重点的配分はもちろん、新たな財源確保にも努め、時代の変化に柔軟かつ的確に対応できる安定した財政基盤の確立を推進します。

IV 推進期間

本大綱に基づく行政改革の推進期間は、2016年度（平成28年度）から2021年度（平成32年度）までの5年間とします。また、今回大綱に盛り込まれていないものや今後生じる課題についても、その都度検討し、取り組むこととします。

V 行政改革の重点目標

4つの方針に基づき、それぞれの方針ごとに重点目標を設定し、改革に取り組みます。

方針1 スリムで質の高い行政運営システムの構築

(1) 事業・業務の見直し

限られた財源で、多様化・高度化する市民ニーズに対応する必要があることから、事業・業務の統合・改廃などによる見直しを行います。

事業・業務の見直しにあたっては、より効率的な方法で実施するため、庁内で統一的な方針の下、各種事業・業務の必要性や効率性を自己評価し、見直しに繋げる手法を確立するとともに、類似事業の統合や改廃に向けた見直しを行い、事業の選択・重点化及び新規事業への移行など、事業実施方法の簡素・合理化を図り、限られた経営資源の効率的・効果的な運用を推進し、市民サービスの質の向上に努めます。

◎推進項目

① 事業・業務の見直し

(2) 施設の有効活用の検討

公共施設の老朽化による管理コストの増大や利用状況の低下、市民ニーズへの対応などの諸課題について、長期的な視点を持って更新・統廃合・長寿命化を行うための公共施設等総合管理計画を策定し、財政負担の軽減や平準化を図ることにより、適切な施設の配置を実現します。また、施設整備に併せて運営方法や業務の見直しを行い、より効果的、効率的な施設運営に努めます。

◎推進項目

- ① 公共施設等総合管理計画の策定
- ② 市営住宅の効率的な管理運営
- ③ 社会教育施設の利用促進
- ④ 学校給食のあり方
- ⑤ 消防団施設などの統合

(3) 公営企業などの見直し

特別会計である簡易水道事業及び公共下水道事業の会計手法の見直しを行い、資産管理や財務分析を行うことにより、経営基盤の強化や財政マネジメントの向上に取り組みます。

また、引き続き料金体系の見直しを行い、地域間での格差を解消するとともに、可能なものについては経営統合による会計のスリム化を図り、料金統一に向けた検討を行います。

さらに、県内自治体の加入方式により行っている交通災害共済については、保険加入者の低迷などが続く中、制度からの脱退も視野に入れ、今後の方向性について検討を行います。

◎推進項目

- ① 簡易水道事業の公営企業化
- ② 水道事業の経営統合
- ③ 小規模下水道事業の公共下水道事業への接続統合
- ④ 公共下水道事業の公営企業化
- ⑤ 交通災害共済のあり方

方針2 自立性が発揮できる行政体制の確立

(1) 市民ニーズなどに対応した組織づくり

市民ニーズなどに対応した効率的な組織づくりを図るため、メリハリのある職員配置に努めるとともに、各種プロジェクトやワーキンググループを活用し、従来の縦割り型組織にとらわれず、政策目標に基づく迅速な行政運営が可能となるよう組織体制の整備を進めます。

◎推進項目

- ① 組織機構と人員配置の見直し
- ② 政策、施策に対応した組織の編成

(2) 給与の適正化及び女性登用

給与については、国の制度に準拠することを基本に、社会情勢などを考慮しながら適正化に努めます。

また、市政に市民の多様な意見を反映させ、政策・方針決定過程における女性参画の促進を図るため、市で任命する各種審議会などの委員に積極的な女性の登用を行います。

◎推進項目

- ① 給与の適正化
- ② 附属機関^{※10}などでの女性の登用

※10『附属機関』

地方自治法の規定により、法律又は条例の定めにより設置される審議会などで、市長その他執行機関の長からの求めに応じ、その行政執行に必要な審査、審議、調査などを行う機関のこと。

(3) 地方分権時代に相応しい人材の育成

地方自治体の自主性・自立性が求められる中で、より良い市民サービスを行っていくために、職員の意識改革と行政経営能力の向上が不可欠であることから、職員一人ひとりが前例や固定観念にとらわれることなく、市民ニーズに的確に対応できる企画力、政策立案能力などを高めていくため、常に人材育成基本計画を見直し、人材育成を総合的・計画的に推進します。

また、地方分権時代に対応できる人材確保の観点から、有能な職員の採用に努めるとともに、能力・実績を重視した人事評価制度の適正かつ円滑な運用を推進します。

◎推進項目

- ① 職員の人材育成
- ② 人的資源の有効活用
- ③ 能力・実績を重視した人事評価制度の運用

(4) サービスの向上のための体制づくり

窓口サービス時間の延長や年度末などの休日開庁、公民館での住民票の写しなどの交付を継続して実施し、利便性の高い窓口体制を目指します。

また、市が保有する地図情報の統合整備や電子入札制度の導入、小中学校へのICT教育の導入など行政事務の電子化を進め、先進的な技術による市民サービスを提供できる体制づくりを構築します。

◎推進項目

- ① 窓口サービスの充実
- ② 統合型GIS^{※11}の整備推進
- ③ 公共工事の入札手続きの改善
- ④ 教育環境の充実

※11『統合型GIS』

(Geographic Information System の略)ネットワーク環境のもとで、地図情報を複数で共有し、一元的に整備・管理することで効率化を図る仕組みのこと。

(5) 積極的な情報発信と情報収集

市民との協働を推進していくためには、市民と行政が情報を共有し、公正の確保と透明性の向上を図る必要があることから、市政に関する積極的な情報発信を行い、市民から信頼される市役所を目指します。

また、西条うちぬき倶楽部を積極的に推進し、全国で活躍している本市出身者とのネットワークを形成することにより、市政に対する幅広い意見や情報を収集し活用します。

さらに、計画の策定や事業実施などにおいても、市民参画の一層の推進に努めます。

◎推進項目

- ① 広報活動の充実
- ② 広聴活動の充実
- ③ パブリックコメント制度^{※12}などの活用

※12『パブリックコメント制度』

重要な計画や条例などを制定する際に、原案の段階で市民に公表して意見を求め、提出された意見に基づき原案を修正する制度。一般的には、市のホームページなどで原案を公表し、一定の期間を設定し意見を募集する。提出された意見の内容により原案を修正するとともに、コメントを添えて公表する。

方針3 連携・協働によるまちづくりの推進

(1) 市民との協働

市民の声をより市政に反映させるため、各地区の拠点となる公民館の機能強化に努めることにより地域の隅々まで目を向け、ニーズの把握に努めます。

また、行政のみが地域課題やニーズに対応するのではなく、市民と行政が目標を共有し役割分担を明確にした上で、共に「公共」を担っていくという協働の意識の醸成と市政への市民参加の機会の創出に努めます。

◎推進項目

- ① 公益的な活動を行う団体への支援
- ② 公益的な活動を行う団体との連携・協力
- ③ 公民館機能の充実及び施設整備
- ④ 地域防災力の向上

(2) 民間企業などとの連携

市民サービスの質的向上のため、民間企業の経営手法を可能な限り導入する必要があります。「民間にできることは民間に」を基本として連携を図るとともに、公の施設の管理運営については、行政責任の確保、個人情報保護及び地域の実情に留意しながら、指定管理者制度のさらなる導入を図ります。また、モニタリング（履行評価）を行い、指定管理者による適正な施設管理及びサービス水準の向上を目指します。

そのほか、国際交流や観光・物産販売の各分野において、行政と各種団体との新たな連携を図り、効率的な事業展開を行います。

◎推進項目

- ① 指定管理者制度の導入実施
- ② 各種団体との連携
- ③ 災害時の民間企業との連携

(3) 行政機関・大学などとの連携

国や県からの権限移譲などにより市の事務量は増加する一方、行政のスリム化も進める必要があります。また、地域の共通する課題に対して共同で解決していくため、県や近隣自治体、大学など研究機関との連携を強化することにより、効率的な行政運営に取り組みます。さらに国や県との人事交流による職員の能力開発と人材育成に努め、積極的な情報交換を行います。

◎推進項目

- ① 大学など研究機関との連携
- ② 近隣市町との連携
- ③ 国や県との連携

方針4 地方分権時代に対応した行財政運営の推進

(1) 経費の節減合理化、歳入の確保など財政の健全化

厳しい財政状況が引き続き予想される中で、財政健全化判断比率^{※13}などの財政指標の推移を注視しながら、健全な財政運営への取組を推進します。

また、自主財源の確保を図るため、債権管理に向けた体制を確立し、債権未収額を縮減するとともに、使用料など受益者負担の適正化や、未利用市有地については売却、貸付などの有効活用を図ります。

さらに、公共工事のコスト縮減や、各種団体などに交付する補助金などの適正化に努めることにより、歳入歳出の両面から財政の健全化に取り組みます。

※13『財政健全化判断比率』

地方公共団体の財政状況を客観的に表し、財政の早期健全化や再生の必要性を判断するためのもので「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」「実質公債費比率」「将来負担比率」の4つの財政指標の総称。この比率のいずれかが一定基準を超えると、財政健全化計画又は財政再生計画を策定し、財政の健全化を図らなければならない。

◎推進項目

- ① 財政健全化のための計画の策定
- ② 財政健全化のための財務分析
- ③ 債権管理に向けた体制づくり
- ④ 自主財源の確保
- ⑤ 公共工事のコスト縮減
- ⑥ 補助金などの整理適正化

VI 行政改革の推進体制・進行管理

行政改革を積極的に推進し、かつ実効性のあるものとするため、西条市行政改革大綱の策定とともに、大綱に基づく具体的な取組を実施するため、推進スケジュールや達成目標を示した実施計画を策定し、行政改革を着実かつ計画的に実施します。

1 推進体制・進行管理

行政改革大綱に掲げる重点目標及び実施計画に掲載された改革の具体的な推進にあたっては、市長を本部長とする西条市行政改革推進本部が中心となって進行管理を行います。さらに、市民の参画を図るため、市政についての有識者で構成する西条市行政改革推進委員会へ行政改革大綱の成果・推進状況を報告し助言を求めます。

2 進捗状況などの公表

市民への説明責任の確保の観点から、行政改革大綱に基づく成果・進捗状況については、市民にわかりやすい形で市報やホームページを通じて広く公表します。